

# あきた青色通信

秋田青色申告会の情報マガジン

発行  
秋田青色申告会  
秋田市大町3丁目2番44号  
協働大町ビル3階  
電話 018-893-4115  
FAX 018-893-4116  
E-mail aoshin-akita@costate.ocn.ne.jp  
URL aoshin-akita.com

2022年11月号



秋田青色申告会  
会長 小野幹彦



このところめっきり寒くなってきました。天高く抜けるような青空の日もありません。青色申告会の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。TV等では、あちこちの美しい紅葉の情景が紹介されており、紅葉狩りに出かけてみたいと思うのですがなかなか・・・。

11月は皆様ご案内のとおり11日から17日は「税を考える週間」ということで税に関する行事が色々計画されているようです。この機会に改めて税について考えてみるのもいいのかなと思います。また、この11月には「電子帳簿保存法」や「消費税のインボイス制度」についての研修会を計画しております。

(詳細は当会報2頁参照)

会員皆様は是非参加していただき心配ごとの解消や制度への対応ミスが無いようにしていただきたいと思っております。

ところで、秋田県連の企画ではあります。青色申告の普及と青色申告会未加入の方々に対する青色加入促進の事業として、11月から12月にかけて秋田放送ABSのラジオとTVにより青色申告会のスポットCMをおこなうこととしました。青色申告会の会員の皆様は、お知り合いの未加入の事業主の皆様にご知らせをお願いします。放送スケジュールの詳細は別添の「お知らせ」参照)

さて、最近「核」にまつわる怖いお話が現実味を帯びて論じられるようになってい

るようになっていいますが、先日10月14日のTVで芸術家の岡本太郎先生をテーマにした特別番組がありました。「芸術は爆発だ」という表題で、ご覧になった方もいらっしゃるかとありますが、その中で一九七〇年の大阪万博のときに製作された「太陽の塔」のことがとりあげられていました。私は初めて知りましたが、あのドデカイ輝くような塔の裏側には核に関する思いを表現したとされる「黒い太陽」が描かれていました。

円安、物価高、低賃金、国債・地方債合わせて一千二百兆円と言われる借金、コロナ禍そして近隣諸国からの武力による脅威、国難と云われているこの現状を見つめますと恐ろしくなってきました。

コロナ禍で落ち込んだ経済を立て直そうということ、特に旅行関連業界や国内旅行の活性化を目的にGoToトラベルキャンペーン等、旅行するとポイントがもらえる等の施策が打ち出されています。

「Go To」とは何だろうと思いつマホで見ましたら「頼りになる、間違いない、望ましい」等の意味が挙げられていました。

新しい資本主義の実践により、是非ともGoToな施策の展開をしていただきまして私達小規模事業者のみならず多くの国民が安心して働き、生活できる日本にしたい。ただきたいものと切望して止みません。

会員皆様の  
ご健勝をご祈念申し上げます

青色申告会の会計ソフト  
**ブルーリターン**

優良電子帳簿保存またはe-Tax(イータックス)で  
青色申告特別控除**65万円**の適用!  
優良電子帳簿保存で最少申告加算税の軽減特例も適用!

- はじめてでも安心のかんたん操作
- 個人事業者に特化した充実機能
- 所得税・消費税の確定申告書も自動転記でかんたん作成

Windows 11対応

会員価格 **29,700円**  
(税込保守料3年含む)

県立中央公園入口・国際教養大学前  
**バナフィッシュ**  
電話 018-886-8039

ネパールの家庭料理が楽しめる  
**ダイニング&ラウンジ あえら**  
電話 018-802-0638

地域の税務サポート  
**秋田青色申告会**  
ホームページ

はじめよう青色申告! 秋田青色申告会

秋田県内で開催された青色申告の個人事業主の力! 経費 決算 申告 納税対策 万全のサポート体制で 経理担当 税務担当の経験豊富なスタッフが徹底サポート!

一人では悩まず 秋田青色申告会へ気軽にご相談下さい!

～記帳・決算・申告指導のパートナーとして いて～

### 領収書の整理や記帳は進んでますか？

領収書は、案外すぐにたまりやすいもの…。1年分の領収書ともなれば、一度にまとめて管理するのはとても大変です。確定申告の時期にまとめて分けられないで、月に1度分けておくと便利です。

具体的な領収書の便利な保管方法としては、以下のようなものがあります。

#### 一・ファイリングする

領収書専用のファイルを用意して、月ごとにまとめておく方法です。ファイリングの仕方もあるけれど、領収書自体にパッチで穴をあけて、そのまま保存する方法もあれば、一度紙に張り付けてからファイルに保存する場合もあります。

#### 二・ノートに貼る

大学ノートなどに、領収書をドンドン貼っていきます。領収書が多いと、ノートに厚みが出てしまい貼りきれなくなることも、月別に貼っていても、後から領収書が出てきた時に、貼るスペースが残っていないと管理できなくなるので、月別のノートは余裕を持つ必要があります。

#### 三・封筒にまとめておく

領収書を封筒に入れて仕分けしておけば、管理がとても楽です。一見雑な保存方法にも思えますが、月別ごとに封筒で分けておくだけでも整理しやすくなります。領収書の枚数が多い方で1枚1枚整理するのが大変な場合は、封筒保管が便利です。

#### 四・クレジットカード

##### 決済をする

クレジットカードを利用すれば、商品購入ごとに仕分けせずとも、クレジットカードの明細書がコピーすれば良いので細かい管理も楽ですが、事業用のクレジットカードをきちんと分ける必要があります。クレジットカードを頻繁に利用するのであれば、事業用のカードを用意しておきましょう。

#### ★記帳は経営の道しるべです。

毎日正しく記帳を心がけましょう。特に現金出納帳だけは必ずその日に記帳して、現金残高を照合し、月末にはその月のまとめとして仕入・売上・経費等を集計して月別の営業内容を把握しましょう。



## 告知板

### 電子帳簿保存法&インボイス制度の研修会

令和4年1月に改正された電子帳簿保存法は、令和6年1月には対応が必須となっております。今回は改正電子帳簿保存法に関する実務上の留意点を中心に、インボイスの登録申請方法についても詳しく説明します。

※研修会終了後、インボイス登録申請書の書き方を説明します。そのまま、提出も出来ます。

#### ★研修会日時

令和4年11月17日(木) 午後1時30分～3時30分迄

#### ★会場

協働大町ビル6階  
\*参加を希望される方は、同封の用紙に記入してお知らせ下さい。

#### ★マイナンバーカードはお持ちですか？

まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書が送付されています。交付申請書に記載しているQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、簡単にマイナンバーカードの申請ができます。

これからの暮らしにマイナンバーカードを活用しましょう



## お知らせ

### 11月・12月の相談会

★記帳相談日  
11月・12月  
毎週水曜日・木曜日

#### ★税務相談日

譲渡・相続・贈与等税務全般  
11月16日(水)  
12月21日(水)  
\*税務相談は、税理士会の派遣税理士が担当します。

### ★税務署からのお知らせ

#### 《税務署窓口の受付時間》

・国税の納付に係る税務署窓口の受付時間は、開庁時間に合わせ8時30分から17時まで受付していますが、窓口業務の効率化の観点から9時～16時までに  
お手続きいただくようご協力をお願いします。

#### 《決算説明会の中止》

・秋田南税務署は令和3年度に引き続き、今年も決算説明会の開催を見合わせることにしました。決算説明会に代わるものとして動画を作成し国税庁動画チャンネルに掲載していますので、ご活用下さい。



事前に予約をお願いします

# インボイス特集

現在、免税事業者で

インボイス制度を

受けようとする方へ

## 質問一

インボイス制度が始まる2023(令和5)年10月1日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請を提出すればよいでしょうか。

令和5年3月31日までに、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を出す必要があります。

令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出した場合は特例により「消費税課税事業者選択届出書」は提出不要です。

申請書は、郵送かe-Taxで申請します。

\*秋田青色申告会に申請書がありますのでご連絡下さい。

## 質問二

インボイス制度を受け、免税事業者から課税事業者になった場合、いつからいつまでの消費税を計算申告納付するのでしょうか。

令和5年10月1日から課税事業者となるなら、個人事業主の令和5年分の消費税は

令和5年10月1日～12月31日の3か月分が計算期間になります。

令和6年3月31日までにその3か月分の消費税の申告と納付をします。

(注)令和6年以降は所得税と同じく消費税も1月1日～12月31日が計算期間になります。

令和5年10月1日より後に課税事業者になる際は、通常どおり消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

この場合は翌期から消費税が発生します。令和5年9月30日までに登録申請すれば、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても令和5年10月1日から課税事業者になることができます。逆に、この登録期間中に消費税課税事業者選択届出書を出すと、翌期から課税事業者となり消費税が発生します。

(注)インボイス制度の適用を受け、するために課税事業者になりたいが、できるだけ消費税の免税期間を長くしたいという方は、登録申請期間中に消費税課税事業者選択届出書を提出しないよう、注意してください。

## 質問三

消費税の課税方法には原則課税と簡易課税がありますが、新たに課税事業者になったらどちらで計算すれば有利でしょうか。

原則課税と簡易課税はどちらの選択をするかによって税額が変

わるので、有利な税額になる方を選択するとよいです。

これは実際に計算して、どちらが有利かを判断するしかありません。

## ●簡易課税を選択する場合

通常は、消費税簡易課税制度選択届出書は、課税期間の始まる前日までに提出する必要があります。消費税の申告時に提出すると原則課税のままになってしまいますが、インボイス制度の開始時には特例があります。

免税事業者が令和5年10月1日から課税事業者となる場合は消費税簡易課税制度選択届出書をその課税期間中、つまり令和5年12月31日までに提出すれば、簡易課税制度を適用することができます。

## 質問四

初めて消費税の計算を行うのは大変ですが、計算の注意点を教えてください。

まず、会計ソフトを利用していない場合には非常に手間がかかりますので、会計ソフトをお勧めします。

\*秋田青色申告会では、会員専用の会計ソフトブルーリターンAを扱っており、いつでも無料で操作等の相談指導を個別対応しています。

会計ソフトの入力時の注意点ですが、消費税は、最終的な税額計

算を行うため、課税取引、非課税取引、不課税取引の区分が必要になります。

勘定科目によって設定がなされ、自動判定してくれませんが中には接待交際費、福利厚生費諸会費のように、課税・非課税の両取引があるようなものもあるので、会計ソフトの自動判定だけではなく、自分で判断しなければなりません。

次に、消費税の納税についての注意点を。

免税事業者が課税事業者になると、新たに消費税の納税義務が生じ、今までは必要なかった納税資金が必要になります。

このことを念頭におかないと、いざ納税するときにお金が足りなくて困る、ということになります。

消費税の納税が遅れると、延滞税などのペナルティがかかります。

どうしても遅れそうな場合には早目に、秋田南税務署に相談しましょう。

免税事業者が登録を完了すると、基準期間の課税売上高に関わらず課税事業者になります。

正しい知識を身につけて

慎重に判断しましょう。



# 秋田とデザイン？

会員 渡辺 恵

今回は、渡辺恵さんに専門のデザインについて寄稿頂きました。自社のイメージアップには、デザインが重要です。参考にして下さい。

**mieru**  
Design Studio Tokyo-Akita

二〇二二年に東京から越してきたデザイン事務所 mieru (ミエル) の渡辺恵です。各種グラフィックやロゴなどのブランディングを手掛けています。

## 第二回は、デザインQ & A！

3年前に知人に頼んだロゴで事業を始めたBさん、リニューアルを考えています。

**Q：デザインをプロに頼むメリットって？**

メリットって？

**A：デザインのクオリティ**

顧客にとつての質と安心感の保証

あなたの高い技術や経験、コミュニケーションがとれる人柄、顧客の願いを叶えられること。これらは初めての顧客にはよくわからないもの。素人っぽく見えても、親しみやすさが売りのロゴがハードだと、ちぐはぐな印象に！（けっこう多いです）

**Q：よいデザイナーやデザイン事務所を探すとき大事なものは？**

**A：1. コミュニケーションが取りやすいこと。**



2022年10月文化創造館にて開催された「その土地の発酵と循環」のグラフィックを担当させていただきました。

2 自分の望むデザインに近い実績を持つていること。

① 納得できるデザインを仕上げるには、十分な話し合いが必要。対面、オンライン問わず、しっかりと話せる事務所が理想。気になる場合は、問い合わせせて料金や、ワークフローを確認すると。

② デザイン事務所も得意分野があり、かついいロゴ希望なのに、ほんわかしたデザインが多い事務所を頼むと、望んだものにならない場合も。おけばよい？

**Q：頼むときには何を留意しておけばよい？**

**A：事業のビジョン（大事にしていること）、ターゲットの詳細（年齢層、男女比等等）、課題や今後の展望、競合他社などなど、分かる範囲で大丈夫！不明瞭な部分も、デザイナーがいろんな質問を投げかけますので、一緒に考えることができます。**

**Q：ロゴのデザイン案が5つ上がってきました。どれもいいように、好き嫌いいい以外で、何を重視して選べばよい？**

**A：最初のヒアリングで確認した、事業の方向性やターゲット、競合他社等を念頭に判断を。とはいえ、あまりに自分の好みと違うと違和感が残るので、その際は「A案はいいと思うけど、もつとこうしたい」と伝えてみてください。**

主観（事業者の思い）と客観（市場での見え方）のバランスを取ることが重要。こういう場合に

1の「コミュニケーションが取りやすい」事務所を選んでおくことが大切。短いですが、今回はこのへんで！

その他ロゴやブランディングの実績などはmieruのウェブサイトを御覧ください。

お見知り、初回ご相談無料です。また、秋田のおいしいもの、感動する場所も教えて下さいます！



デザイン事務所  
**m i e r u**  
ウェブサイト  
スマートフォンは  
こちらから

## 事務局からお知らせ

### ★会員の皆様へ

そろそろ確定申告に必要な控除証明書等が届く時期です。紛失しないように保管しておきましょう。医療費控除を受ける方は、人ごと病院ごと、薬局ごとに整理をして金額の合計出せるようにしておきましょう。土地や建物の売却・購入・相続等、税務の疑問点は早目に解決しておきましょう。お早めにご相談下さい。

### ★B R A を利用している方へ！

入力したデータは定期的に「メモリ」へバックアップしてありますか？突然のパソコンの不具合・パソコンの入れ替えに備えておきましょう。

### ◆秋田県最低賃金

・秋田県最低賃金が改定され10月1日から31円アップで時間給853円に変わります。



### ◆ライトの早め点灯を！

夕暮れは「魔の時間帯」早目にライトを点灯し交通事故防止を心がけましょう。・自転車もライトを点灯・夜間の運転は上向きライトが原則です。

### ★次回は新年号です

